第5回教育委員会定例会議事要録

詳細一教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は		
会議体の名称		教育委員会定例会
事務局(担当課)		教育総務部教育総務課
開催日時		平成26年5月16日 午後2時00分
開催場所		教育委員会室
出席者	委 員	渡邉 靖彦(委員長)、菅谷 眞(委員長職務代理者)、千馬 英雄、嶋田 由美、三田 一則(教育長)
	その他	教育総務部長、教育総務課長、学校運営課長、学校施設課長、教育指導課長、 教育センター所長、統括指導主事、図書館課長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否		一部公開 傍聴人 1 人
非公開・一部公開 の場合は、その理 由		第24号議案、報告事項第2号
会議次第		1 第24号議案 平成26年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱に ついて
		2 協議事項第1号 豊島区いじめ対策推進条例(案)について
		3 報告事項第1号 (仮称)西部地域複合施設建設の今後の方針について
		4 報告事項第2号 臨時職員の任免
		5 報告事項第3号 平成26年5月1日現在児童・生徒数及び学級数等、 並びに今後の状況
		6 報告事項第4号 豊島区就学相談委員会設置要綱の改訂について
		7 報告事項第5号 平成26年度就学相談委員会委員の委嘱について
		8 報告事項第6号 平成25年度事業実績及び利用状況(教育センター事 務係)
		9 報告事項第7号 目白小学校改築工事の遅れとその対応について
		10 報告事項第8号 平成25年度体罰等調査の結果及び体罰防止に向けた 取組について
		11 報告事項第9号 セーフコミュニティアジア会議の報告について

渡邉委員長)

ただいまから第5回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員は、菅谷委員と千馬委員です。本日、人事案件がありますので、それを 先に終わらせて、後に傍聴人に入室していただきます。

(委員全員了承)

(1) 第24号議案 平成26年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第24号議案了承)

(4)報告事項第2号 臨時職人の任免

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

渡邉委員長)

以上で人事案件は終わりましたので、傍聴人にお入りいただきます。

<傍聴者入場>

(5)報告事項第3号 平成26年5月1日現在児童・生徒数及び学級数等、並びに今後 の状況

<学校運営課長 資料説明>

渡邉委員長)

5月1日現在の児童・生徒数と学級数、続いて今後の状況についてご説明いただきましたが、何かご質問等はございますか。

三田教育長)

前回、表だけではわかりづらいので考察をして出してほしいとのことでしたので、今回は考察を掲載していただきました。

豊島区ではF1会議というものが開催されました。5月8日、豊島区が50年後に消滅してしまうという報道があり話題を呼びました。働き盛りで、子どもを産み育てる世代の女性の流入が少なくなってしまい、50年後には今の10分の1まで減ってしまう予測がたちました。23区では豊島区だけです。本当は地方が特に危ないということですが、マスコミが豊島区の部分だけ取り上げて報道したために事が大きくなってしまいました。その対策会議が今日招集されて、私も参加をしました。予算や財政の在り方と同様に、子どもの数がどういう推移で変化していくは、すべて区の施策に影響しています。

今、学校運営課長より児童生徒数が微増であるというお話がありました。豊島区は50年後の人口はほとんど変わらないはずです。少し減るぐらいで、ほとんど横ばいです。ところが、若年層が少なくなるというところが課題で、そこを見ていかなければならない。幼児の数もほとんど減っておらず、むしろ微増です。ですから、この先10年間は少なく

とも学校を再編制して適正配置をしなければならないといった課題はないはずです。今のところ、横ばいで推移し、その先の10年後は微減、少子化の流れを受けていくのではないかと思います。施策にどう反映するのかというのは、今後もF1会議が開催されますので、そこで子ども施策のあり方についてどうしていけばいいかということを議論いくこととなります。

今後も考察を付加していただいて、教育委員会でご報告いただけることをお願いしたい と思います。

嶋田委員)

教えていただきたいことがあります。統廃合による教員の加配は何年間続くのでしょうか。

教育指導課長)

1年間です。

嶋田委員)

そうすると、3クラスに振り分けられ、ゆったりと教育を受けた子どもたちが、また元に戻される可能性もあるということですか。

教育指導課長)

学級数に応じて教員を配置するのに加えて、統合したその年には2名別に加配します。 今年の池袋本町小学校で言えば、算数の少人数は2クラス3展開ではなく、2クラス4展 開というような形で実施していると報告を受けています。ですので、確かに1年経過する とこの2名が剥がされてしまいますので、そういった意味では、教員が少なくなることは ありますが、本来の基準からすれば、適切な人数は配置されておりますので、その中で継 続していければと思います。

菅谷委員)

小学校の児童数は大きな変化がないと思いますが、中学校の場合は、この数に含まれていない、私立の学校へ通っている生徒の数が相当ありますか。これからの長い見通しで、私立へ進学する子どもの数は増えると考えているのか、それとも、減ると考えていますか。 学校運営課長)

区立中学校へ進学する割合はほぼ65%程度で、この5年間はほとんど変わっておりません。ですから、豊島区の場合は今後も同じような割合で推移すると考えております。ただ、マンションなど高所得者層が転入する傾向が続くと、私立の中学校へ進学する割合も高くなると考えられます。

千馬委員)

1点質問ですが、目白小学校に通級の特別支援学級ができることに関して、人数を見ると18という数字が載っていますが、これは想定した数字なのか、あるいは少ないのか、 多いのか、わかりましたら教えてください。

教育センター所長)

当初、保護者のニーズは8名程度であり、1学級で申請しておりましたが、2月の就学相談委員会で検討した結果、目白小学校を希望するお子様がかなり増えまして、今は2学級の申請となっております。

渡邉委員長)

現状のご説明でしたが、子どもも増えて欲しいですし、だからといって施設が足りなくなるというのは困るので、判断が難しいところだと思いますが、今後の推移をしっかりと見守っていきたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第7号 目白小学校改築工事の遅れとその対応について

<学校施設課長 資料説明>

渡邉委員長)

目白小学校改築工事が遅れてしまっていることと、その対応についてご説明いただきま した。ご質問はございますか。

菅谷委員)

先ほどのお話で、体育は体育館を中心に授業を行うとありましたが、体育館というのは 冷房が入っていますか。

学校施設課長)

冷暖房完備の施設です。

菅谷委員)

熱中症になってしまうといけないと思い伺いましたが、わかりました。

渡邉委員長)

新しい施設は、冷暖房完備ですか。

学校施設課長)

今後の改築におきましては、すべて標準装備となる予定です。

菅谷委員)

それはすばらしい。

千馬委員)

5月1日の保護者説明会では、おそらくご理解いただけたのだろうとは思いますが、何か特徴的なお話はありましたか。差し支えなければお伺いします。

学校施設課長)

説明会では、質問等は特にありませんでした。終了後に、保護者の方より、よくわかりました、間に合いそうで良かったです、もっと遅れるかと思っていました、という感想をいただきましたが、反対であるとか困るといった内容ではありませんでした。

渡邉委員長)

よろしいですか。想定外のことで、これ以上遅れてしまっては大変であったとは思いますが、結果的に何とか校舎だけでも間に合って、子どもたちにとって楽しみであると思い

ますので、今後とも工事には目を注いでいただいて、これ以上の遅れがないようによろしくお願いします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(3) 報告事項第1号 (仮称) 西部地域複合施設建設の今後の方針について

<図書館課長 資料説明>

渡邉委員長)

仮称ですが、西部地域複合施設の建設が事実上困難で、32年まで延期ということと、 千早図書館が耐震補強工事等をしなければ使用できないということのご説明をいただきま した。委員の先生方、ご質問はございますか。

三田教育長)

説明に対して補足させてください。説明のとおりですが、なぜ入札不調になってしまったのか、その根本的な原因は、東日本大震災により被害のあった地域での建設ラッシュと、2020年に東京オリンピック開催が決定したことです。オリンピックについては、期限つきで一気に施設等の整備をしなければなりません。二重に大変な状況の中、レートや株価の変動もありますが、鉄骨やコンクリートなどの資材が値上がりしていることに加え、流通手段のトラックが確保できないということです。それから、労務者の労働賃金も上昇しているとのことです。それらの経済的な理由によって、今回二度にわたる入札でも応札がなかったため、オリンピック終了まで凍結するということです。図書館や区民サービスのための機能を無くさないようにするためにも、暫定的な措置としてこういう対応をするということでご理解いただきたいと思いますし、議会にも報告されて了承されておりますので、よろしくお願いします。

渡邉委員長)。

いろいろ大変な時代になってしまったということは事実ですね。

菅谷委員)

少しわからないことがあります。素人の質問で申しわけありません。

6月下旬の第2回区議会定例会において補正予算計上とありますが、この補正予算とい うのは、何のことですか。

図書館課長)

補正予算は工事に関連するものでございます。区民事務所の設計費用、それから校庭工 事の設計費用、それから千早図書館、千早文化創造館、それぞれの改修設計の費用です。 渡邉委員長)

了承ということでよろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(2)協議事項第1号 豊島区いじめ対策推進条例(案)について

<教育指導課長 資料説明>

渡邉委員長)

豊島区いじめ対策推進条例の案について、まずは第1章までご説明をいただきました。 前文は国の法律等にはありませんが、この条例の趣旨ということで前文から始まり、目的 や定義の前提となるところについてご説明をいただきましたが、ここまでで何か質問や意 見等ございますか。

千馬委員)

ここの前文というのは、豊島区のオリジナルということですか。

教育指導課長)

この前文の前半の部分につきましては、国の推進法の第1条の目的の部分を参考としています。それから、中盤以降については、一昨年に区長と教育長の連名で出したアピール文中の文言を引用してございます。

千馬委員)

わかりました。そして、前文を敬体で書いているというのは、何か意図がありますか。 教育指導課長)

1つの大きな目的として、広く区民に対し、防止の意識の啓発を図っていきたいという こともありますし、この趣旨や狙い、目的をしっかりと区民にアピールしたいと思い、前 文というかたちであえて項立てをさせていただきました。

渡邉委員長)

最近の法律というのは先に前文をつくり、前文でいろいろこの法律の趣旨を説明しているのが定番になっています。これは憲法みたいなものです。憲法にも前文がありますから。 ほかにいかがでしょう。

三田教育長)

前文なので、やはり格調高くやりたいという気持ちがありました。昨日、特別区の教育 長会がございまして、そこで、指導課長会が調査をした各区のいじめ条例についての取り 組み状況を報告しましたが、6区が条例化するとのことでした。条例化しない区は4区、 その他の区については検討中であるとのことでした。条例化については努力義務であり、 規則は設置義務です。ただ、条例化するかどうかというのは区の判断なので、私たちはぜ ひつくるべきだという考えでした。

つくるべきだという考え方の根本には、いじめはしない、させない、許さないという区 民の固い決意を表明したものであるということです。そしてそれがとても重要だと思いま す。だから、いじめは、人としてあってはならないことであり、また、経験させたくない ものです。前文で言ったら、また以下のところが、どんな理由があってもいじめはしない、 させない、許さないという強い決意を持って、区民の強い決意としてこれらを定めるもの だというフレーズにしたほうが良いと思いました。

それから、下から4行目の、ここにいじめ根絶に向けた基本理念を明らかにし、と書いてありますが、次に出てくるのは基本理念と対策ですので、そういう文言も入れたほうが良いと思いました。そして、親や子どもが実践することを持って、この条例の趣旨を貫け

るように、浸透していくように、我々の決意を表明し、条文を定めるようにして展開していけばいいと思い作成しました。

ですから、前文をつくることには賛成ですが、文言の趣旨を整理し、広く区民に向けて、いじめは絶対許さないという、行政機関からの強い意見表明なのです。残念ながら、まだまだいじめは起きていますし、解決してもまた新たに出てくるということは、子どもたちや保護者、区民に対して、いじめはとても深刻なことであるということが広く行き渡っていないと思います。このいじめ防止対策推進条例はできるだけ早急に成立させていかなければならないし、私どもの意見を表明していく必要もあります。このことを特別区教育長会でお話ししたところ、検討中の区についても条例化する方向ですすめていくというところが増えたと思います。

渡邉委員長)

前文についての書き方で、教育指導課長からご提案のありました幼稚園や保育園児に対しても、ということに関して、何かご意見はありますか。

三田教育長)

幼稚園と保育園、それから私立、これをどのように取り扱うかということで、東京都は 条例の検討会の際に私学の意見を取り入れたと言っていますし、私学に対しても要求する ということです。我々は、東京都が私立に対してそういうふうに言っているので、私立に 通っている子どもたちを規制するわけではありませんが、区立学校では情報提供をこのよ うに行なっています、私立の協会と各学校に対して、豊島区の決意をお伝えし参照してく ださい、指導に役立ててください、という提案をしていけば良いと思います。

つづいて幼稚園に関してですが、ある区では、公立の幼稚園と公立の保育園に対しても 学校と同じように、この条例が影響を及ぼすようになっています。私は保育園側と相当な 議論を重ねるべきだと思います。保育園においていじめはないのでしょうか。幼稚園では いじめがあると思います。放っておくとこの子はいじめの加害者になり得るという芽のよ うなものは、指導されていない子どもたちについてはあると思います。 3 歳あたりという のは自我が確立してくる時期ですから、自他の関係もわかってきます。

そのとき、いじめがあるとかないとかとつまらない議論をするのではなく、幼児期の子どもも自我の確立とともにそうしたいじめについて指導すれば理解できますし、いじめはないから大丈夫だというような結論でいいかどうかは、もう少し詰めて議論する必要があるかと思います。私立の幼稚園は、いじめなんてものはないと、営業上、いろいろなことを言うかも知れませんが、実際に私立出身の子どもも、小学校でいろいろな問題を起こしたりするようなこともあるわけで、やはりできるだけこの条例の趣旨を、広く浸透させていけるように構えた方が良いと私は思います。ただ、幼稚園にも加わってもらうことに関しては、幼児期のプログラムやメソッドもあると思います。そういう考えで、整理したほうがいいと思いますので、もしそうであれば条例に少し加えてもらうべきです。

嶋田委員)

私も、幼稚園や就学前も加えていただきたいと思います。今、教育長がおっしゃったことに加えて、幼稚園や保育園で親を介してのいじめというのがあります。子どもはそういう意図がないけれども、親が子どもにそういうようなことを仕向けるということを聞きますので、豊島区民に対して、このような条例は、歯止めというと言葉が悪いのですが、啓発ということの意義があると思います。保護者に対しても、いじめについて子どもときちんと接していただきたいと思います。

渡邉委員長)

今の幼稚園等に関しては、私も教育長と嶋田委員と同じ考え方で、そもそもこの条例自体が防止条例だから、当然に起こり得るであろうという前提で、それを対処するというための条例であるほうが効果的だと思います。なければないにこしたことはないですが、現実的には、先ほど嶋田委員が指摘されたようなこともあるし、実際、幼稚園でも年長になると多少そういう傾向があると思います。どのように保護者を意識的に高めていけるかが、この条例の大きなポイントだと思います。

先ほど、児童や生徒、という言い回しについてご説明がありましたが、確かにいじめを行なうのは生徒・児童だと思います。そうさせないようにするのは、家庭、つまりは保護者にあると思うので、幼いころから当たり前のごとく植えつけるというか、考えてもらうということを定着させるためには、このような趣旨にしたほうがより強く伝わると思います。前文も、教育長がおっしゃられたことに賛成ですが、下から5行目、全ての豊島区民に求められています、という部分が、求められているからやるというのではなくて、とにかく我々はやるという決意が表れるような文言のほうがいいと思います。いじめは絶対に認めないし、発見したら即座に解決するという姿勢が大切だと思います。

千馬委員)

教育指導課長に伺いますが、ご存じであれば教えていただきたいです。文科省のいじめの児童等という中には、幼稚園も包含された形で説明されているのか、それとも小・中学校と規定されて説明されているのか、おわかりですか。

教育指導課長)

国の推進法を見ますと、第2条の第2項で、この法律において、学校とは学校教育法第 1条に規定すると、あえて幼稚園を抜いています。小学校、中学校、高等学校、中等教育 学校及び特別支援学校ということですので、どういう経緯で幼稚園を抜いたのかというの は、至急調べたいと思います。

千馬委員)

逆に言うと、豊島区でオリジナルなものを努力義務でやるのは可能なのでしょうか。文 科省が、なぜそのような縛りを入れているのかというのが少し疑問でした。

三田教育長)

児童福祉法では、児童といった場合は中学生まで入るのですね。 教育指導課長) 18歳です。

三田教育長)

18歳ですね。そうすると高校生まで入りますが、公立高校は東京都ですから入りません。そうしますと児童等という表現で十分です。幼児という言葉を入れるか入れないかではなくて、影響を及ぼす範囲を幼児から考えていますという趣旨です。だから、幼児にはこうします、児童にはこうします、生徒にはこうしますということではなく、いじめ問題はそれぞれの年齢や期間によって考えていきましょうということだと思います。

幼稚園というのは具体的にこうである、ということを求めているわけではなく、考え方をきちんと入れていくということが重要です。これを土台にして、しっかりとした考え方をつくってもらいたいと思います。対象は児童等、「など」と入っていれば幼児の場合はこういう考え方でやります、私立もこういう考え方で普及させていきますということで説明できます。表現上では、国の考え方とは矛盾していないですが、幼児は除いていいということにはならないと思います。

千馬委員)

私も同感です。第2条の、第3項の児童とは学校に在籍する児童、生徒をいうという表現をここに入れてしまうのはどうかと思います。

渡邉委員長)

そうですね。

千馬委員)

文科省との整合は取れていますが、本当の趣旨を理解していただく際に上手く伝える方法も考えていかなければならないと思います。いじめは、人間形成上、幼児も関係してきますので、幼稚園も含めてほしいという願いがあります。

教育総務部長)

すみません、豊島区の推進条例、右側の第2条、定義の第2項、この条例及び学校とは、 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校であって、豊島区が設置するものをいう、と 規定しておりまして、幼児も加えるということで考えれば、私立学校に対しどれだけこの 条例の適用を強制できるかという部分が問題となりますので、これにつきましては、区の 法規係と相談します。直接この豊島区の条例を適用できるだろうか、あるいは、努力規定、 協力規定という形で、別個で多少の文言の整理をする必要があると思っております。

三田教育長)

今の部長の指摘の件ですが、表現について法規係に見ていただいて、法律用語として妥当かどうかという精査をしていただきます。例えば附則で書くのか、あるいは区の要綱をつくるかと思います。しかし要綱のなかでこの条例を直接影響下に置くと書くのは、法律上難しいと思います。ですから、広く私立や公立だけではなくて、各種学校にも協力を求めて区民全体の声としていきたいということが規則のなかにあれば、それに基づいてお願いをすることはできると思います。使うかどうかは学校の判断ですが、要請はできると思

いますし、そうしたものがあった方が私立学校にとっても追い風になると思います。いじめについて、私たちの学校ではいじめはないので絶対大丈夫だと言えるところはないと思います。いじめはあるという前提だと思っています。

教育指導課長)

議会には基本方針も出させていただきたいと思いますが、条例の中で附則という形で書く方法もありますし、あるいは、基本方針の中で、条例の基本理念については幼稚園、保育園等に対しても積極的に情報提供して啓発していく方法もありますので、豊島区全体を包含した形で、工夫して再度提案をしたいと思います。

渡邉委員長)

今お話しいただいている点について、条文をもう一度見返しましたら、国の条文では第2条第2項のところで、幼稚部を除くという文言が出ているということは、意図的に幼稚園は抜いてあるという表現だと思います。当然、幼稚園ですから学校教育法に引っ掛からないのですが、特別支援学校のところに幼稚園と入っているのに対し、あえて括弧書きで抜いているということは、条例上そこを対象にしていないというつくり方だと思います。そうであるならば、条文の中に入れるのはなかなか難しいかもしれませんが、基本方針の中で、ではやりましょうという気持ちを、さきほどお話しいただいたような形でまとめていただくしかないと思います。それについてはご研究いただき、一応、第1章はここで締めさせていただき、続きまして第2章についてご説明をお願いします。

<学校指導課長 資料説明>

三田教育長)

第4条に区の責務とありますが、これは、東京都の条例では都の責務になっています。 区の責務といったとき、区というのは何を指しますか。豊島区だと思いますので、豊島区 教育委員会という文言でいいと思います。国の法律を見ると地方公共団体の責務となって いて、地方公共団体の中には教育委員会も入ります。また、区市町村並びに関係する機関 及び団体という部分の、関係する機関という中にも教育委員会は入ります。だから、豊島 区はそういう言い方をするのか、それとも区及び豊島区教育委員会の責務とした方がいい か、その辺の検討が必要だと思います。国や都の言葉そのままがいいかどうかは、区とな ると具体性を要しますので、区には責任がある、つまり、区長には責任あるけど教育委員 会にはないのかという話になったとき、具体性に欠ける気がしましたので、お考えいただ きたいです。

渡邉委員長)

では、あわせてお願いいたします。

<教育指導課長 資料説明>

渡邉委員長)

第2章についてご説明をいただきました。この項目では、基本方針等の設定や、それに 基づく協議会、委員会等についての内容が規定されているようですが、ご意見等はござい

ますか。

菅谷委員)

第10条第2項の1に、区または学校におけるいじめの防止等と書いてあり、学校におけるいじめの防止というのは理解できますが、「または」ですから、区におけるいじめの防止というふうにも捉えられます。区におけるいじめの防止というのは、区が対策をとるという意味の文章ですか。

教育指導課長)

菅谷委員ご指摘のとおりでございまして、例えば、昨年度から区としてハイパーQ-U を全校的に実施していますが、区全体としていじめ対策を行っているものの、例えばここにあるようないじめ防止対策の方針が効果的に機能しているかという点についても、ご意見を頂戴するということで想定しています。

菅谷委員)

国語的な話になってしまいますが、文章としては、学校におけるいじめというと、学校で起こったいじめにとれると思います。一方、区におけるいじめというと、学校ではない場所で起こったいじめともとれるので、文章的にすんなりいかない気がします。なかなかい、文章にはならないのかもしれませんが、いかがですか。

教育指導課長)

これですと、区におけるいじめとは何かと疑問を持たれてしまいます。

菅谷委員)

そう読めてしまいます。

教育指導課長)

この1項でいいますと、防止等のための対策というところに、学校における対策、それ から区全体としてその学校に対する指導も含めていじめの防止、いじめの数を減らすため に行う対策という意味です。

確かに、この一文を読んだ人は、区におけるいじめとは何かというふうになると思います。

菅谷委員)

言わんとしていることはわかりますが、単純に言葉の理解という点から、わかりにくい と思います。

教育総務部長)

お話がありましたように、都の条例においても2項で都、区市町村または学校におけるいじめの防止等のための対策とありますが、これは、対策という言葉の方にかかっていると思います。協議会を設置する上で、国の法律を例にして言うと、児童相談所や法務局といった機関と連携して対策を立てなさい、という趣旨だと思います。

三田教育長)

9条に、学校は、と主語があります。学校は豊島区いじめ防止対策推進基本方針を参酌

し、という部分に、学校等は、と入れてほしいと思います。

それと、10条と11条がよくわかりません。第10条は、例えば区全体で何件、どういういじめが発生して、ケース会議を開催したのは何件ぐらいで、凶悪なものではこういう事例があるとか。あるいは、内容は軽度ではあるがこういうことを重視するとよりよい予防につながるのではないかとか。いじめの状況についての連絡協議という趣旨なのか、それとも、文字どおり実践的なケースとして、ある学校で発生した深刻な問題について、あるいは深刻な事態について、積極的に解決する機関としてやっていくということが目的なのか。このように、10条というのは一体何を言おうとしているかよくわかりません。

意見を述べることができると言っても、いじめの問題は一方的に解決できるというものではありませんので、当然、意見は述べることとなります。その辺が、国の方は一本化しているけれど、都は複雑に書いてあります。区の条例ではそこまで複雑にせず、むしろ組織を単純化した方が効率的だと思います。複雑にすればするほど準備が大変で機動的ではありません。私は、こういうのは二重構造にしない方がいいと思うので、連絡協議会ではこういうことをする、協議会を統括するのは豊島区教育委員会で、各学校に対してはこうしていくという書き方をして、10条と11条がもうすこし実践的な中身になればいいと思います。それとも、分けることの何か固有の趣旨や意味がありますか。

教育指導課長)

都の担当の主任指導主事とメールのやりとりをしましたが、都内には私立学校等もありますので、それらも含めて協議をすることが第10条の連絡協議会であり、都の直轄の都立学校の具体的な対策等について協議をするのが第11条の問題対策委員会というような色分けをしているようです。

三田教育長)

それであれば、豊島区では私立と協議する必要はないわけなので、単純化して、実際的にその問題を解決していくための推進母体がこうであると、一本化したほうがいいと思います。そうしてネットを構築していくことが基本であると思います。学校は学校の規則に基づいてやっていくというようにしていけば、すみ分けがすっきりすると思います。

千馬委員)

豊島区には私立中学はそんなにありません。

三田教育長)

私立の中学校は9校あります。私立小学校は2校です。

千馬委員)

私立と公立との間でトラブルはそんなにありませんか。そうなのであれば、一本化して 第11条に集約し、何かあった場合はこれで対応するということでいいと思います。

教育総務部長)

第10条と第11条の違いですが、おっしゃるとおり、第10条は私立学校とその関連の設置校との連絡協議です。第11条というのは、教育委員会の附属機関として設置する

ということで、ここで具体的な事案について審議していただいて施策に反映させるというのが第11条の趣旨です。第10条というのは、千馬先生がおっしゃったように私立と連携をする中で問題点を探るというようなことが、条例に必要だということであれば意味があると思います。したがって、私立がこの条例にどのように関わってくるか整理する必要がありますので、事務局の中で再度検討させていただきたいと思います。

三田教育長)

もし、私立も巻き込んでやろうというのであれば、やはり私立学校にきちんと話をして、 了解を得たうえで参加してもらい、私たちも条例に従いますという趣旨であれば良いので すが、おそらく、私立は看板を背負っていますから、何言を言っているのか、なぜ区立学 校と共に従わなければいけないのかというように思うはずです。

そういう経験を、私は何度もしています。協議会をたくさんつくっても、実効性のない ものは、準備に時間費やすだけで意味がないと思います。

渡邉委員長)

結局これは、法14条を基にして考えているから、こういう組織が設けられるという規定に基づいてつくっているだけの話ですから、国は、大局から考えると様々な会議を開かなければいけないということを想定していると思います。区でやるとすれば、逆に1つのほうが効果性が高いのではないでしょうか。整備して一本化してしまえば、二度も三度も会議を開いて、メンバーが異なるので考え方が違うということも無いわけです。

三田教育長)

例えば豊島区での事例ですと、不登校のケースの場合、これまでは3日間連続して同じ事象で子どもが欠席をした場合には即座に対応するという原則を用いていました。3日間というと、11カ月学習の期間があるうち、月に3日連続して休んだだけで、年間では30日を超えてしまいます。30日を超えるということは不登校の範疇といえます。ただ、それでは予防的な対策にはならないのではないかという議論になりました。そこで、2日連続して同じ事象で休んだ場合には即対応するというように変えてもらいました。そうすると、30日未満となります。一月に何日も休んだら当然対応することになるので、改善の方向へ向かうわけですが、いじめは、気がつかないで放置されていると繰り返し行われたり、エスカレートしていったりします。しっかり子どもを見ていく責任は、区が果たしていかなければならず、学校や関係機関をまとめて、教育委員会ではこのように学校を指導しています、児童相談所に対して、よろしくお願いします、というような連携ができるということです。

私は、そういうための集まりは学期初めや終わりのときでもいいので、定期的に必要だと思います。そして、年間を通していじめが減ったとか、あるいはいじめによる不登校が減少したということが確認できればいいと思います。あってもなくてもいい会議ということではなく、そういう困ったことを各学校や関係者が持ち寄れて、意見が述べられるような組織にしていくということが実際的だと思います。ぜひ、検討をしていただきたいです。

渡邉委員長)

では、これについては整理していただくということにしたいと思います。 <学校指導課長 資料説明>

渡邉委員長)

第3章以降で、具体的な防止対策等に関してのご説明をいただきました。 三田教育長)

6ページの第16条のインターネットを通じてのいじめに対する対策推進に関してですが、これは少し触れ方が弱いと思います。今、これは深刻な問題です。例えば、我々は様々な場面でメールを扱いますが、その際、本当の名前を出さずにやりたい放題やられてしまうことがあると思います。ある意味で逸脱行為というか無責任であり、本当に犯罪と裏表みたいな側面があると思います。子どもも同じような状況にさらされているわけです。メッセージをやりとりできるアプリケーションの利用が自殺につながるというのは、子どもたちの世界において、そのアプリケーションの利用から外れてしまったら、もう生きていけないと思ってしまう残酷な側面の一つだと思います。大人は、ある程度回避したり防止したりする知恵がありますが、子どもの世界ではそうはいきません。

もう一つは、日本の子どもは勉強しないという背景があると思います。子供たちは何に時間とられているかというと、ゲームやインターネットです。子どもが健全に成長できない原因というのはここにあるということを考慮すれば、この第16条は扱いが軽いと言われてしまいます。私たちは今、保護者に対して何を期待しているのでしょうか。例えば、インターネットの危険な部分をガードするようなシステムを、子どものために使ってほしいなどということです。さらには、親は、子どもが塾に通っているので、途中で何かあったらときのために携帯電話を持たせていると言いますが、結局、子どもは携帯電話をそれ以外の目的で使用しています。インターネットや携帯電話の利用は深刻な問題を引き起こしているということです。保護者は、子どもに携帯電話を買い与えるときには十分に指導するように努めてほしいです。そういう義務規定はできませんが、保護者に呼びかけるような規定を幾つか設ける必要があるのではないでしょうか。学校ではそういう類のものを持ち込ませないルールをつくるとか、適正にメールを使えるように指導するとか、インターネットにおいてやってはいけないことを表記するなどして、規範になるようなことを、具体的でわかりやすく、誰が見ても気をつけなければいけないと思えるように規定するべきだと思います。

また、第三者機関についても議論をした方がいいと思います。教育委員会で最後まで完結できないということは、あってはならないのですが、ないとは言えないからです。この条例は区長にも報告しますし、区長は以前に言っていましたが、子どもが行方不明になってしまったとき、その対応先は教育委員会か区長部局かということで、この間は区長部局で対応してくれました。警察を動かしたりするというようなことも含め、教育委員会だけでは対応できなかったと思います。第三者機関に助けを求めるに至りたくはないのですが、

いざというときにはそういうことも必要であるという前提で考えたほうがいいと思います ので、その辺を検討してください。

渡邉委員長)

教育長のご提案で、第20条第2項に規定された、いじめ問題調査委員会等取り扱いについて、できれば議論していただきたいと思います。大津市の例がありますが、1つの組織で当然に完結できない場合があり得るということでこの項目があると考えられますが、教育長がおっしゃったように、最初から教育委員会だけで完結できるのかということを考えると、区長部局の応援が無ければできないということになれば、様々な会の方々に協力してもらうというやり方もあると思いますし、チェック機関として必要であるかどうかなど、ご意見があればお願いしたいです。

三田教育長)

重ねて申し上げます。第20条には、区長の附属機関として、と書いてあります。区長は絶対それを附属機関とは言わないです。区長に報告があったときは、すぐに区長が本部長で対策本部を立ち上げていると思います。水害にしても地震にしても、本部長はすべて区長で、副区長と教育長は副本部長です。そういう組織の作り方をこの条例で規制するということはできず、区長部局では法規と相談していました。結果、表記としては区長の附属機関というよりも、区長を本部長とした豊島区いじめ問題対策本部などという名称にして立ち上げるというようにした方が、整合性がとれると思います。その辺を少し研究して欲しいです。

教育総務部長)

教育長がおっしゃった第20条の審議会及び附属機関の設置についてですが、これは東京都の条例においても都知事の附属機関というように規定されています。先ほど申し上げました対策委員会については、東京都の教育委員会、あるいは区教委の附属機関です。重大な事案が起きた場合、附属機関というのは、外部の人を呼ぶにしても、長の附属機関として行うという趣旨で東京都がつくっています。それと同じように考えていますが、少し整理する必要があると思いますので、重大事案の対応について、これでいいのかどうか、もう少し精査したほうがいいと思います。

三田教育長)

第三者を呼んで、本当に適正なのかどうかということに関して、大津の事件のときには 外から見ていても、私たちはいろいろと感じました。日数をかけても事実の究明ができな かったので、措置の判断を取っていました。あれは他山の石であって、あのようなことを やるために、附属機関つくるのではないと私は思います。問題が起きて深刻な事態に陥っ たとき、命にかかわる問題にならないようにすることが、対策機関だと思います。終わっ てしまって深刻な状態になってから、どうしましょうかと慌てて附属機関に助けを求める のは間違っています。私たちが本当にやらなければいけないのは、具体的な対策です。す み分けを考えて、都と同じことをする必要はないのではないかと思いますが、委員の皆さ んはいかがですか。

渡邉委員長)

これはそもそも法律があって、東京都の条例があって、豊島区の条例を制定して、という形で、当然、下で足りない部分に関してはその上の法律が適用されるので、最悪の事態にはやりますという趣旨で設けられているとは思いますが、あえてそれをさらに上から規定する必要があるのでしょうか。そういう場合には、例えば東京都の条例を参酌や準用するなど方法があると思います。大津市のような事態に至らせるようなことは絶対しないという意識のもと条例を制定するというように考えれば、そういうことが起きるのはそもそも想定外という強い意思ということだと思います。しかし保険のために条文にも入れておかなければならないだろうし、法律文としての体裁上、不備なものだと言われてしまうことを避けるために、やむを得ないのかもしれません。

三田教育長)

法の第30条と都の第12条と豊島区の第20条をどういう関係で捉えるかを整理してもらえますか。東京都と同じようなスタンスでいいのか、あるいは区固有のものとしてつくったほうがいいのか。通常は教育委員会と学校や関係機関との間で対応していくわけですが、そこで解決できない深刻な事態とは何でしょうか。例えば、突発的に起きて、原因不明で何だかよくわからないが相当に広いものも含めて具体的な対応をしなければならないということがあると思います。大津の場合は、対応が悪く整理もついていなかった結果、あのような悲劇を引き起こしてしまったというケースだと思います。S区のケースも同様です。対策本部のようなものは学校にはなかったし、教育委員会においても不十分であったため、ああいう結果になってしまったと思います。私は即対応するという体制を第一義的に考えるべきだと思いますので、国と都と区の関係がどうあったらいいのかということを整理したほうがいいと思います。

教育指導課長)

都の調査委員会については、いわゆる知事の附属機関という位置付けですが、実際に調査を行うということになれば、教育委員会主導とまでは言えませんが、教育委員会が持っているノウハウに従って調査をしていくしかないと思います。これは、ある意味第三者機関による調査なので、教育委員会内に置いている対策委員会と同じメンバーではないので、メンバーを替えなければいけないと思いますが、そうはいっても、知事部局にそのまま投げてしまえるかというと、そういうことは絶対できません。知事部局も投げられても困りますし、こういった規定を設けておかないと、いざそういった事態になったときに、ゼロからその機関をつくるということでは、調査も機動的に行えないと思います。本区においてもこれは区長部局に調査を丸々委託することは、当然できませんので、調査のための委員会という位置付けで書くのか、それとも緊急対策かということになります。実際のところ、緊急対策で行うに至ったとしても、教育委員会主導で対策を行っていくものだと思いますので、問題対策委員会の中には区長部局の例えば治安対策課に入っていただくことに

なると思います。教育長にかわり区長が対策本部長になって事態を解決していくということは考えづらいです。そういった意味で、この第20条はもう一度精査する必要があると思っております。

教育総務部長)

大津の事件が発端で、教育委員会の制度改革につながっていくわけですが、区としてこれを条例化する上でどう位置付けるか、区政的な問題もありますので、それを十分検討させていただきたいと思います。

渡邉委員長)

質問ですが、条例の下に規則など、取り扱いに関する何かをつくる予定はありますか。 教育指導課長)

この下に、いじめ防止対策推進基本方針を策定いたします。

渡邉委員長)

この条文を読んでいて、スクールカウンセラーや区独自のものなどが入ってきた場合は、 当然、条文に入っていた方がいいと思いますが、一時的なのものを条例に入れてしまうと、 それが無くなったときには条例を改正しないといけないと思います。そういった点で、そ の下位に委任規定みたいなものをつくったほうが、読んでいて目標がわかりやすいと思い ます。末端である条例は一番具体的に機能していなければいけないので、当然、上をもっ と細かく考えなければいけないし、具体的にこういう場合にはこういうことをしましょう という想定も規定して構成を考えていかないと、上の言葉を引用しているだけで、目標が 見えてこないと思います。簡略化し、機能的に対応する規則などであれば、教育委員会だ けで改正できるので、機動性をもち、中身が整い、より具体的な説明がされている条文に まとめ上げていただくと、今までの話がまとまると感じました。

教育指導課長)

基本方針の中では、いわゆるいじめの予防や初期の対応、重大事態の対応というように、 具体的に書き込んでいきたいと考えております。いじめ対策としてその姿が見えるという ような文言を、基本方針の中にしっかりと盛り込んでいきたいと思っています。

渡邉委員長)

そうしていただくと、そのためにはどういう組織が必要なのかおのずと見えてくると思います。これは私の個人的な見解ですが、法律があって、その内容を無理矢理条例に入れなければいけない雰囲気に見えてしまいます。

教育指導課長)

次回の教育委員会には、今回審議していただいた条例の改正案文と、基本方針をあわせ て検討いただいく形で、より具体的に詰めていければと思います。

千馬委員)

第12条と第20条について、区長の対応や裁量権を今回きちんと押さえたいという考えがあるのかと思いました。東京都は高等学校での事案の発生を想定した上の対応策で、

豊島区の条例は小・中学校の対応策であり、すみ分けとはそういうことかと思っていたので、そこら辺も含めてご検討いただけてありがたいと思います。

嶋田委員)

話は大体わかりましたが、結局、この第20条を極力使わないで済むように、私たち教育委員会は頑張るということに尽きると思いますので、よろしくお願いします。

渡邉委員長)

では、今までのお話の中身を整理していただいて、次回にまた詳しくご提示いただきたいと思います。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(6) 報告事項第4号 豊島区就学相談委員会設置要綱の改訂について

<教育センター所長 資料説明>

渡邉委員長)

豊島区就学相談委員会設置要綱の改訂について、具体的に必要な特別支援コーディネーターを加えるということと、学校教育法施行令の改正に伴って必要であるということで、 委員会の委員長にはセンター所長、副委員長には特別支援学級設置校の校長先生がそれぞれ任命されるというご提案をいただきました。質問等ございますか。

三田教育長)

補足ですが、法が改正されたのでシステムも変えますということが大前提でございます。 私たちは、年度の初めに教育センターの職員会に出させてもらいましたが、適正就学という課題に応じた就学が、就学相談の時点では就学措置をしてもなかなか従ってくれませんでしたが、昨年度の実績では9割を超えていました。徹底的に理解を得てコンセンサスを前提に特別支援教育を実施・推進できますし、そうならないケースについても一定の期間を経て、保護者はもう一度子どもを見つめなおし、適正な就学を求めるように変わってきました。今まで大きな課題で悩んでいたことが、そうしたシステムの変更によって解決できるようになってきました。センター所長には専任でやっていただき、輪番でやるような仕事ではないということをご理解いただきたいです。自校の経営に責任を持つ立場の校長先生が、区全体の仕事として輪番制でやるようなことではないので、このように改正をしたものです。

センター所長にお願いしたいのは、急に路線を変更したので教育委員会が強硬手段に出たと思われないためにも、こういう背景をきちんと校長会において説明していただきたいです。また、所管課の職員にも徹底して説明してもらいたいです。さらに、保護者やPT Aに対しても同様に伝えていただけると、区のやってきたことの意味は浸透していくと思いますので、その辺のご配慮をいただきたいと思います。

渡邉委員長)

単純な質問ですが、新旧対照表で、整形外科医が規定されていたのが、改正後になくなっているのは、必要がないからという解釈でよろしいのでしょうか。

教育センター所長)

整形外科医は実際に入れておりません。例えば、肢体不自由であっても実際に学校生活に支障がなければ入学をしていますし、また、実際、車椅子のお子さんも状況によって入学しております。ただし、医者は必ず入れるということで、次に報告させていただく委員の名簿をご覧いただくとご理解いただけると思いますが、療育専門の小児科のお医者さん、小児精神科の先生を入れていますので、十分カバーできると考えております。

渡邉委員長)

では、よろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

渡邉委員長)

続いて、報告事項第5号、平成26年度就学相談委員会委員の委嘱について、教育センター所長お願いします。

(7) 報告事項第5号 平成26年度就学相談委員会委員の委嘱について

<教育センター所長 資料説明>

渡邉委員長)

ただいま今年の委員の委嘱についてセンター所長からご説明いただきました。新規の方もいらっしゃいますが、全くの新規ではなくて、経験等に裏付けられた頼れる委員の委嘱ということでのご説明でした。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第6号 平成25年度事業実績及び利用状況(教育センター事務係)

<教育センター所長 資料説明>

渡邉委員長)

平成25年度の教育センターの利用実績についてご報告いただきました。ご質問等はご ざいますか。

豊島区は外国籍の子どもが多く、各学校でも大変なところを、教育センターで指導していただいているおかげで、みなさんが日本に溶け込みやすいのではないかと思います。また、教員の育成に関しては990件とすごい数値で、経験をお持ちの校長先生等が新任の先生を育成していただいているので、教員の平均年齢が下がった分だけ現場も大変だとは思いますが、それだけの努力が成果につながっているというご報告だと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(11) 報告事項第9号 第7回セーフコミュニティアジア会議の報告について

<統括指導主事 資料説明>

渡邉委員長)

セーフコミュニティアジア会議にご参加いただいたことについてのご報告です。

三田教育長)

私から少し補足をさせてください。写真を見ていただけたらと思います。まず左上の写

真には、一緒に行った箕輪町の町長、職員、富士見台小学校長、そして区長と私が映っています。縞模様の赤茶のネクタイはセーフコミュニティのネクタイです。

左下の写真は、国際コンベンションホールの入口です。

次の写真は、豊島区が漫画発祥の地であるということで、区長が説明をしている場面です。その下の写真は、ソメイヨシノが豊島区において誕生し、世界に広がっているという 区長の説明の場面です。右上の写真は、セーフスクールの説明の場面です。区長の発表の 様子を、私と富士見台小学校の校長、統括指導主事が聞いていました。

この後、私たち3人はセーフスクールの発表の会場に向かいました。セーフスクールの発表の冒頭で、大阪の池田中学校が池田小学校と連携してセーフスクールの認証を受けることのプレゼンテーションをやっていました。英語で説明しているので、話の中身はよくわかりませんでしたが、中学校と小学校が同じ取り組みを続けて、安全・安心に行動できる能力をどうやって身に付けるか、発表されておりました。あとは、海外の方々の発表でした。セーフスクールの発表時には通訳がいませんでしたが、私の語学力のなさというか、今、豊島がやっている、小学1年生から始める英語の学習活動はとても大事であるということを改めて感じました。会場には、アメリカやヨーロッパ、アジアでは、韓国や台湾、中国などから人が来ていました。そういう中で、共通の言葉である英語でコミュニケーションをしていました。

大阪の池田中学校からは英語の先生が来ていて、流暢な英語でプレゼンテーションをしていました。アメリカ人の委員長が、英語でこれはどういう意味ですかとその先生に質問したとき、何を聞かれているか十分に答えられないというような場面がありました。私も含め、十分にヒアリングができない、そういう場面での日本人の弱さを強く感じました。母国語ではないのにも関わらず英語でやりとりできるという点が、日本の教育には求められているということを、勉強させていただきました。

途中、委員長が私のところへ来て、何か発言してくれと言ってきました。実は、教育指導課長の力を借りて何通りか挨拶をつくっていました。それを使って英語でスピーチをさせていただき、拍手をいただきました。

詳細につきましては、写真や情報を整理しないとお話しできないと思います。特徴としては、豊島区が認証を得てから2年しかたっていない状況でのアジア会議で、豊島区に続けということで、11の自治体が参加をしていました。いかに関心が高いかということがよくわかりました。

渡邉委員長)

教育長をはじめ、みなさんお疲れさまでした。区としてもセーフコミュニティは重要なことですし、セーフスクールも、区内の全部の学校が認定を受けられればいいと思います。 また次につながればありがたいと思います。本当にご苦労さまでした。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

渡邉委員長)

では最後に、報告事項第8号、平成25年度体罰等調査の結果及び体罰防止に向けた取り組みについて、教育指導課長お願いします。

(10) 報告事項第8号 平成25年度体罰等調査の結果及び体罰防止に向けた取組について

<教育指導課長 資料説明>

三田教育長)

若干補足させていただきますが、先般、私たちは都の人事部と話をする機会がございま した。標準的な処分量定の改正ということで、全体として体罰は暴力だという観点で、東 京都教育委員会は、非常に厳しい処分量定に変更するということでございます。許されな いということを徹底していく必要があると思います。体罰は教育ではありません。暴力行 為ですから、刑事罰と同じというような趣旨です。教育の名における体罰という言い方は あり得ないという考えで厳しくされている点が特徴的でございます。宣誓書の中で、私た ちは体罰による教育は行いませんということで、昨年はNHKのニュース番組でも2回に わたって報道されました。ほかにもMXテレビで20分にわたり講和の様子やインタビュ ーが放送されました。新規採用の若手教員のインタビューも報道されましたし、教育指導 課長のコメントも出ておりました。日ごろの努力により2年連続で体罰ゼロであったとい うことで、そういう自治体は都内においてもあまりないと思います。まだまだ体罰は根絶 されない状況で、東京都教育委員会も今回の調査結果について、近々公表するということ でございます。不適切な指導というものはゼロではなく、少し行き過ぎてしまえば体罰に カウントされるというような状況もあると思いますので、引き続き緊張感を持って、各学 校が体罰防止に努めていただきたいと思います。こういう記録をぜひ継続して、豊島区で は絶対に体罰は起きないという、空気をつくっていきたいと思っておりますのでよろしく お願いします。

渡邉委員長)

今、子どもも保護者も、体罰であると過度に主張するなどということもあり、現場では 苦労されている先生が多いのではないかと思います。実際、子どもの話を聞いていても、 こういうことはよく耳にします。例えば、授業中に絶対に先生の言うことを聞かない。そ れは、先生は子どもには手を出せないから、というような考えを持っている子どももいる ようですので、このDVDのように、視覚的にわかるようなものがあれば、先生だけでは なくて保護者にも当然見ていただかなければいけないと思いますし、児童や生徒にも改め て認識をしてもらう必要があります。やんちゃな子はどこにもいますし、度を超すと大変 なことになるということも、きちんと教えてあげなければなりません。現場の先生たちは 大変だと思いますが、おかげさまで豊島区はそういう大変な事態に至るということがあり ませんので、これからも継続してお願いしたいというところであります。

> (委員全員異議なし 報告事項了承) (午後5時30分 閉会)